

違反建築 防止パトロール

10月11日(土)～17日(金)は、違反建築防止週間です。期間中一斉公開パトロールを行います。違反建築のない住みよいまちづくりを進めましょう。

違反建築はダメ!



問い合わせ先 市役所本庁舎建築指導課 ☎(0857) 20-3281



第40回 花と緑のフェア

とき 10月17日(金)～19日(日)
17日=13:00～17:00、18・19日=9:00～17:00

ところ 湖山池公園休養ゾーン(金沢地区 レーク大樹横)

☆苗木の無料配布 18・19日は、13:00からブルーベリー・大実の苗木を無料配布します。(両日とも先着500人)

問い合わせ先 花と緑のフェア東部地区実行委員会 ☎(0857)24-0476

とっとり防災フェスタ2008

災害から守ろう家族! 支え合おう地域!!

鳥取大地震から今年で65年を迎えました。この節目に、本市の市街地で、県・東部市町・消防・警察・企業や地域が一つになり、さまざまな防災の取り組みを行います。

とき 10月19日(日) 10:00～15:00

ところ 若桜街道(歩行者天国)

参加料 無料



- 内容 ○**アトラクション** 警察、自衛隊音楽隊、保育園児によるオープニングパレード/はしご車などへの体験搭乗/レスキュードッグとのふれあい/ゆるキャラ(トリピー・イナバズなど)とのふれあい
○**体験** 手押しポンプによる消火訓練/起震車による地震体験/煙ハウスによる煙体験/飯ごう炊飯体験/「防災機関のミニチュア制服」体験
○**消防、警察、日赤などによる救助救出訓練**
○**自衛隊、自主防災会などによる炊き出し**
○**防災・防犯クイズラリー**

問い合わせ先 市役所本庁舎危機管理課 ☎(0857) 20-3127

けん銃のない社会を

◎けん銃110番! 情報をお寄せください

5月1日から鳥取県警察本部にフリーダイヤルを設置し、銃器犯罪に関する情報の提供を受け付けています。「けん銃を見た」「けん銃を持っている人を知っている」などの情報をお寄せください。事件の検挙に至った場合、報奨金を支払います。

フリーダイヤル 0120-10-3774

◎旧軍用けん銃は所持できません

旧軍用けん銃は、たとえ大切な形見であっても、所持することは法律で禁止されています。旧軍用けん銃を発見した場合は、ただちに最寄りの警察署や交番、駐在所へ連絡してください。

◎自首減免制度を知っていますか

「けん銃を隠し持っている」「預かった荷物からけん銃がでてきた」というような場合、積極的に警察へけん銃を提出すれば、罪が軽減または免除されます。

問い合わせ先 鳥取警察署刑事第二課 ☎(0857) 32-0110

法の日週間行事

10月1日は法の日
10月1日～7日は「法の日」週間です

無料法律相談(鳥取県弁護士会)

▷とき 10月1日(水) 10:00～15:00

▷ところ 鳥取地方・家庭裁判所

▷定員 25人程度(当日受付順)

問い合わせ先 鳥取県弁護士会 ☎(0857) 22-3912
(開催日当日は鳥取地方裁判所 ☎(0857) 22-2171)

法務行政相談(鳥取地方法務局)

▷とき 10月2日(木) 10:00～15:00

▷ところ 鳥取市総合福祉センター

「さざんか会館」1階 第1会議室

問い合わせ先 鳥取地方法務局総務課 ☎(0857) 22-2191

「法の日」週間イベント

▷とき 10月5日(日)

▷ところ とりぎん文化会館(県民文化会館)

▷内容 ①第2回裁判員制度ポスターコンクール表彰式 12:30～13:30 / ②あなたも裁判員役を体験してみよう!!(模擬評議) 14:30～16:30 / ③第2回裁判員制度ポスター展・パネル展(12日)まで

※①・②=第2会議室、③=フリースペース

問い合わせ先 鳥取地方・家庭裁判所総務課 ☎(0857) 22-2171

講師を派遣します(鳥取地方・家庭裁判所)

学校、その他諸団体の要望により、裁判官および裁判所職員を講師として派遣します。

問い合わせ先 鳥取地方・家庭裁判所総務課 ☎(0857) 22-2171

市民伝言板

市民のみなさんの自主的な活動をご紹介します。

第13回 チャリティーコンサート

容:出演者=ピッコリトル、バイオリン=林美智子、ピアノ=TATSUYA / 時:11月5日(水) 18:30～ / 所:とりぎん文化会館(県民文化会館) 梨花ホール / 連:国際ソロプチミスト鳥取 ☎(0857) 26-3466

少林寺拳法無料入門体験会

時:10月14日(火)・17日(金) 19:00～20:30 / 所:市民体育館(吉成) / 連:少林寺拳法連盟鳥取東支部 加藤 ☎(090) 5704-6271

鳥取ジュニアオーケストラ 新団員募集

容:対象=小学生～高校生、楽器=バイオリン、チェロ、コントラバス※貸出あり / 料:1カ月3000円 / 他:説明会を11月8日(土) 19:30～とりぎん文化会館練習室で実施 / 連:鳥取ジュニアオーケストラ事務局 ☎(090) 3177-8143 前田・(0857) 26-2311 池内

※12月号に掲載を希望される人は、必要事項を記入し、10月20日(月)までに、ハガキかファクシミリ(0857-21-1594)または電子メール(kouhou@city.tottori.tottori.jp)で秘書課広報室まで。なお、9月号の市報で、11月号の提出期限を「10月号」と誤って記載しておりました。11月号はすでに締め切っておりますのでご了承ください。

「市民総合相談窓口」では、市民のみなさんが、本庁舎、駅南庁舎、各総合支所のどこにおいでになられても迅速に相談をお受けできるよう、施設間にテレビ電話などを配置し、担当職員と直接お話しができるようにしています。そのほか、市役所各課から取り寄せた資料などをその場でお渡しするなど、サービスの充実に努めています。

市民総合相談 予約は ☎(0857) 20-3158 まで

■法律相談【電話予約制】

内 容：法律全般（弁護士対応）
と き：11/14・28(金) 13:00～16:00（定員各5人ずつ）
と ころ：11/14＝市役所本庁舎、11/28＝市役所駅南庁舎
予 約：11/7（金）8:30～

■公正証書作成、定款・私署証書の認証など相談【電話予約制】

内 容：遺言や任意後見、不動産賃貸借、金銭貸借、離婚にともなう養育費・慰謝料の支払等契約などの公正証書作成および私署証書の認証などに関すること（公証人対応）
と き：11/19（水）13:00～16:00（定員5人程度）
と ころ：市役所本庁舎
予 約：11/17（月）17:30まで

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内 容：採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を含む生活設計などに関すること（社会保険労務士対応）
と き：11/5（水）13:00～16:00（定員5人）
と ころ：市役所駅南庁舎
予 約：10/29（水）17:30まで

■土地境界に関する相談【電話予約制】

内 容：土地境界などに関すること（土地家屋調査士対応）
と き：11/20（木）13:00～16:00（定員5人）
と ころ：市役所駅南庁舎
予 約：11/13（木）17:30まで

■くらし110番相談【予約不要】

内 容：日常生活の中での疑問、困り事など（専門相談員対応）
と ころ：市役所本庁舎
と き：平日 8:30～17:30（面談・電話相談）
☎(0857) 20-4894
平日 17:30～22:00（電話相談）
☎(090) 8715-9280
土日祝日 8:30～22:00（電話相談）
☎(090) 8715-9280
と ころ：市役所駅南庁舎
と き：毎週月・金曜日 13:00～17:00（面談相談）
問い合わせ先 市役所市民総合相談課 ☎(0857) 20-3158

不動産こまりと相談

と き：10月10日（金）13:00～16:00
と ころ：市役所駅南庁舎 1階入口ホール（新日本海新聞社側）
内 容：不動産取り引きに関する一般相談やトラブルなど（民法、借地借家関係、宅地業法、登記、物件に関する相談）
問い合わせ先 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部 ☎(0857) 27-1844・☎(0857) 26-5799

多重債務・ヤミ金融など相談会

弁護士などの専門家による相談会を無料で開催します。
と き：10月28日（火）13:00～16:00
と ころ：県庁議会棟3階 第13会議室（東町一丁目）
※事前に下記問い合わせ先へ申し込みください。
問い合わせ先 鳥取県生活環境部消費生活センター東部消費生活相談室（県庁第2庁舎2階）☎(0857) 26-7605

※左記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康などの各種相談業務を随時行っていますので、お気軽に相談ください。

女性なんでも相談

内 容：一般（健康・育児など）、法律（弁護士対応）
と き：一般＝11/6（木）・8（土）13:00～15:00
法律＝11/17（月）13:00～16:00、
11/5（水）・28（金）9:00～12:00
と ころ：11/5・8・17・28＝男女共同参画センター（西町二丁目）
11/6＝市役所駅南庁舎
予 約：10/20（月）8:30～ ※電話などにて先着順
問い合わせ先 男女共同参画センター ☎(0857) 24-2704

行政相談

内 容：行政機関の仕事や手続きやサービスなど
と き：11/6（木）・12（水）・17（月）13:30～16:00、
11/18（火）13:00～15:00
と ころ：11/6＝市役所本庁舎 1階市民談話室、11/12＝輝
なんせ鳥取、11/17＝トスク本店インフォメーション
ルーム、11/18＝さざんか会館
問い合わせ先 鳥取行政評価事務所 ☎(0857) 24-5542

緑の相談

内 容：植物に関する疑問、管理・育成など
と き：11/13・27（木）13:30～16:00
と ころ：市役所駅南庁舎 1階入口ホール（新日本海新聞社側）
問い合わせ先 県造園建設業協会東部支部 ☎(0857) 24-5221

特設人権相談

内 容：人権問題全般（人権擁護委員対応）
と き：11/20（木）13:00～16:00
と ころ：さざんか会館（富安二丁目）
問い合わせ先 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎(0857) 22-2289
※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談に応じています。

行政相談週間（10/20～26）

行政相談は、国の行政全般について意見や要望を受け付け、その解決や実現の促進を図り、制度や運営の改善に反映しようとする制度です。期間中、各関係機関による合同行政相談所が開設されます。お気軽に相談ください。
と き：10月23日（木）13:00～16:00
と ころ：とりぎん文化会館（県民文化会館）2階 第2会議室
相談員：行政相談委員、行政評価事務所、法務局、労働局、社会保険事務所、鳥取県、鳥取市、社会福祉協議会、弁護士、司法書士
問い合わせ先 鳥取行政評価事務所行政相談課 ☎(0857) 24-5542

女性の人権ホットライン強化週間

法務局および人権擁護委員連合会では、女性が気軽に相談できる電話相談窓口「女性の人権ホットライン」を開設していますが、女性に対する暴力をなくす運動期間中の1週間を強化週間として、開設時間を延長して相談に応じます。相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽に相談ください。
内 容：男女差別、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、ストーカーなどの相談や困っている問題など、女性の人権に関すること
と き：11月17日（月）～23日（日）
月～金曜日 8:30～19:00
土・日曜日 10:00～17:00

電話番号 0570-070-810（全国共通）

※この期間以外でも、平日 8:30～17:15 までこの電話番号で相談に応じています（時間外でも留守番電話で対応）。
問い合わせ先 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎(0857) 22-2289